

監 査 報 告 書

2016年5月17日

学校法人 成蹊学園
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 成蹊学園
監事 中本 興伸 ㊟
監事 上原 治也 ㊟
監事 小川 信明 ㊟

私たち学校法人成蹊学園（以下「当学園」という。）の監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人成蹊学園寄附行為第21条の規定に基づき、当学園の2015年度（2015年4月1日から2016年3月31日まで）における業務及び財産の状況の監査を行いました。その結果を以下のとおり報告します。

1. 監査の方法

- (1) 理事会及び評議員会その他重要会議に出席するほか、理事及び各業務担当責任者から定期的又は必要に応じて業務の報告又は説明を受け、重要な書類の閲覧等を行いました。
- (2) 毎月の資金収支及び事業活動収支について財務担当者から必要な報告又は説明を受けるとともに、会計監査人（新日本有限責任監査法人）から監査状況の報告又は説明を受け、計算書類、すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表、並びに財産目録につき必要と思われる監査手続きを実施しました。

2. 監査の結果

- (1) 当学園の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。
- (2) 計算書類及び財産目録は、当学園の収支及び財産の状況を適正に表示しているものと認めます。

以 上